

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う来庁についてのお願い】

静岡県に発出されていた緊急事態宣言は、令和2年5月14日に解除されましたが、未だ感染の終息が見られないため、感染拡大防止の観点から、引き続き、不要不急の来庁は控えて頂きますよう、ご協力をお願い申し上げます。

特に、GOTOトラベルキャンペーンの対象外となった都市や感染拡大により営業時間等の規制を行っている地域からの来庁は、控えて頂くようお願い申し上げます。

なお、今後の社会情勢に鑑み、体制を段階的に変更させていきたいと考えております。

皆様一人ひとりのご協力が、新型コロナウイルス感染防止につながり、ご自身だけでなく、多くの大切な命を救うことにつながります。是非ともご協力ください。

□■ 窓口の対応については、人との接触を減らす感染予防行動を下記のとおり行います。■□

### 1. 郵送による証明書等の送付・閲覧等について

「建築確認台帳等記載事項証明書」について

郵送方法① 管理係 ※手数料 1部300円

臨時的に郵送による手続きにて証明書の交付を行いますので申請書を作成してください。

まずは、建築指導課管理係までお問い合わせください。

※申請書には、対象となる「建築物の確認済証番号」、「確認済証の交付年月日」の記載が必要です。確認済証番号等が不明な場合は、建築計画概要書の閲覧をご利用ください。

郵便による取り寄せ方法は、郵送方法①（3ページに案内があります）をご確認ください。

#### ●お願い●

閲覧後、建築確認台帳等記載事項証明書の交付を希望する場合は、証明書記載内容の確認に時間を要することから、窓口でお待ちすることは避け、事前に返信用封用（宛名を明記し、郵送料分の切手）をご持参くださいますようお願いいたします。

「建築計画概要書」の閲覧について

郵送不可

管理係

※写し 1枚10円

#### ○電話による書類の存否に係る問い合わせ○

書類の存否について、事前に電話にて対応いたします。その際、「地名地番」「建築主名」「建築確認年月日・番号」「延べ面積」「階数」など建物等を特定できる情報の提示をお願いします。

閲覧のための滞在時間が短縮できるよう、ご協力をお願いします。

その他、相談等については建築指導課管理係までお問い合わせください。

## 2. 法令に基づく申請等の郵送による手続について

臨時的に下記の申請等につきましては、郵送による手続を行います。3 ページに郵送方法を記載しておりますので、郵送方法の区分に応じて手続をしていただくようお願いします。

**「建築確認申請」について**      **郵送方法②**    **審査係**    **※手数料あり**

「建築基準法」第 6 条第 1 項に基づく確認の申請

**「定期報告」について**      **郵送方法③**    **指導係**

「建築基準法」第 12 条第 1 項及び第 3 項に基づく報告

**「リサイクル法」について**      **郵送方法③**    **指導係**

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」第 10 条第 1 項に基づく届出

**「建築物省エネ法」について**      **審査係**

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく下記の申請等

- ・ 第 12 条に基づく適合判定の申請      **郵送方法②**      **※手数料あり**
- ・ 第 29 条に基づく認定の申請      **郵送方法②**      **※手数料あり**
- ・ 第 19 条に基づく届出      **郵送方法③**

**「低炭素法」について**      **郵送方法②**    **審査係**    **※手数料あり**

「都市の低炭素化の推進に関する法律」第 53 条に基づく認定の申請

**「バリアフリー法」について**      **郵送方法②**    **審査係**    **※手数料あり**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」第 17 条に基づく認定の申請

**「CASBEE 静岡」について**      **郵送方法③**    **審査係**

「静岡県地球温暖化防止条例」第 24 条に基づく計画書の提出

**「福祉のまちづくり条例」について**      **郵送方法③**    **審査係**

「静岡県福祉のまちづくり条例」第 20 条に基づく届出

**「耐震補助事業の申請」について**      **郵送方法④**    **安全推進係**

「住宅・建築物等耐震化促進事業、家具等固定推進事業、耐震シェルター整備事業」の申請

## 3. その他、建築関係法令等に関するご相談について

事前相談等を予定されているお客様におかれましては、電話、F A X 及びメールなどをご利用いただけますようお願いいたします。

なお、来庁によるご相談等を行われる場合は、住所、氏名、電話番号のご記入をお願いさせていただきます。

## 郵送方法の区分

### 郵送方法①

(1) 建築指導課の担当係あてに郵送に関するご相談をしてください。ご相談の際に、詳しい郵送方法等をご説明します。

- < 手続書類 >
- ① 申請書及び関係資料（登記簿等の写し等）
  - ② 手数料金額の郵便小為替（郵便局で購入）
  - ③ 返信用封筒（宛名を明記し、切手を貼ったもの）
- ※ 郵送後に建築指導課あてにご連絡をお願いします。

### 郵送方法②

- (1) 建築指導課の担当係あてに郵送に関するご相談をしてください。
- (2) 申請に必要なとなる図書を郵送する際に、下記の返信用封筒等（宛名を明記し、切手を貼ったもの）を同封してください。
- ① 納付書の郵送用の封筒等
  - ② 確認等が完了した際に返送する副本用の封筒等（確認済書・認定書等を同封します）
- ※ 申請書や確認済書等は、信書に該当しますので郵送方法にご注意ください。
- (3) 郵送後に建築指導課あてに必ず郵送した旨のご連絡をお願いします。

### 郵送方法③

- (1) 建築指導課の担当係あてに郵送に関するご相談をしてください。
- (2) 届出等に必要なとなる図書を郵送する際に、下記の返信用封筒等（宛名を明記し、切手を貼ったもの）を同封してください。
- ① 届出等に必要なとなる図書を郵送する際に、副本の返送用の封筒等
- ※ 申請書や確認済書等は、信書に該当しますので郵送方法にご注意ください。
- (3) 郵送後に建築指導課あてに必ず郵送した旨のご連絡をお願いします。

### 郵送方法④

- (1) 建築指導課の担当係あてに郵送に関するご相談をしてください。
- (2) 申請に必要なとなる図書を郵送する際は、郵送方法にご注意ください。
- (3) 郵送後に建築指導課あてに必ず郵送した旨のご連絡をお願いします。

## お問合せ先

### 静岡市 都市局 建築部 建築指導課

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

Mail : [kenchikushidou@city.shizuoka.lg.jp](mailto:kenchikushidou@city.shizuoka.lg.jp) FAX : 054-221-1135

管理係 TEL 054-221-1371 安全推進係 TEL 054-221-1124

指導係 TEL 054-221-1267 審査係 TEL 054-221-1259

狭あい道路係 TEL 054-221-1238